

鹿 児 島 県 公 報

平成24年11月9日（金）第2854号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|--------------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定施業要件の変更（4件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | （介護福祉課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 | （介護福祉課取扱い） | 3 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件） | （障害福祉課取扱い） | 3 |
| ○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 | （漁港漁場課取扱い） | 4 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出 | （農地整備課取扱い） | 5 |
| ○道路の区域の変更 | （道路維持課取扱い） | 5 |
| ○都市計画臨港地区の決定に係る図書の写しの縦覧 | （都市計画課取扱い） | 5 |
| 公 告 | | |
| ○落札者等の公告 | （管財課取扱い） | 5 |

告 示

鹿児島県告示第1219号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡和泊町睦布字名波武多1294番1，1294番2，和字竿津761番
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1220号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年6月3日農林水産省告示第817号（一に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1221号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
肝属郡肝付町岸良字尾崎1768番9，1768番10，1768番12，1768番13，1768番17から1768番19まで，1774番21，1774番33
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1222号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年5月19日鹿児島県告示第959号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅

サービス事業者として指定した。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアサービスで通所介護事業所	奄美市笠利町大字屋仁1番地2	株式会社ケアサービスで	奄美市笠利町大字屋仁1番地	手島 秀人	平成24年10月18日	通所介護
日吉いこいの会訪問介護事業所	日置市吹上町永吉3813	株式会社日吉いこいの会訪問介護事業所	日置市吹上町永吉3813	南 清春	平成24年11月1日	訪問介護

鹿児島県告示第1224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアサービスで通所介護事業所	奄美市笠利町大字屋仁1番地2	株式会社ケアサービスで	奄美市笠利町大字屋仁1番地	手島 秀人	平成24年10月18日	介護予防通所介護
日吉いこいの会訪問介護事業所	日置市吹上町永吉3813	株式会社日吉いこいの会訪問介護事業所	日置市吹上町永吉3813	南 清春	平成24年11月1日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第1225号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
花ことば薬局	鹿児島市加治屋町19-15エクシード加治屋1階	平成24年11月1日	精神通院医療
ムラタ薬局大高前店	奄美市名瀬石橋町9番3号	平成24年11月1日	精神通院医療
元島薬局	薩摩川内市入来町浦之名7464	平成24年11月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1226号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ゆうゆう薬局みなみ店	鹿児島市長田町15-8	平成24年	精神通院医療

11月1日

鹿児島県告示第1227号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社エルリストン	出水市上知識町806番地	レストケア出水在宅医療センター（レストケア出水訪問ナースセンター）	出水市上知識町806番地	平成24年11月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1228号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 しゅん功認可年月日
平成24年10月31日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
龍郷町
大島郡龍郷町浦110番地
龍郷町長 川畑宏友
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
大島郡龍郷町瀬留字玉里1741番の地先公有水面
 - (2) 区域
次の点1から点12を順次に直線で結んだ線及び点12と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域
点1 四等三角点津ノ子（北緯28度24分41秒5245，東経129度35分56秒5768）から293度30分37秒850.64メートルの地点
点2 点1から286度36分09秒51.12メートルの地点
点3 点2から182度32分11秒0.01メートルの地点
点4 点3から286度34分50秒43.78メートルの地点
点5 点4から16度09分00秒3.96メートルの地点
点6 点5から106度30分02秒0.68メートルの地点
点7 点6から16度30分02秒25.07メートルの地点
点8 点7から106度21分25秒94.84メートルの地点
点9 点8から197度26分13秒25.01メートルの地点
点10 点9から107度26分12秒0.68メートルの地点
点11 点10から199度16分30秒1.52メートルの地点
点12 点11から286度37分12秒0.68メートルの地点
 - (3) 面積

2,767.34平方メートル

- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成19年12月25日
指令漁港第479号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
龍郷町

鹿児島県告示第1229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、笠野原土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

理事 中辻 盛雄 鹿屋市串良町細山田5799番地1

理事 宮地 芳治 鹿屋市串良町有里8338番地4

鹿児島県告示第1230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年11月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	下東郷阿久根線	阿久根市波留字烏帽子2089番1地先から同市波留字間處2101番2地先まで	前	22.5～30.0	53.0
			後	18.3～25.9	53.0

鹿児島県告示第1231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により南大隅町から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 根占都市計画臨港地区
 - (2) 名称 根占港臨港地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年11月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用化学消防車 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日
平成24年10月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
鹿児島森田ポンプ株式会社
鹿児島市松原町12番32号
- 5 落札金額
155,295,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年8月31日